

このお知らせは全生徒保護者に配布しています

2021年5月20日

保護者様

大阪市立我孫子南中学校
校長 田中 城明

就学援助費の申請について

大阪市では、子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように就学援助制度を設けております。これは、子どもたちの学校教育にかかる費用について保護者の負担を軽減するためのもので、小・中学校でも、2月に就学援助申請のお知らせを配布させていただきました。

援助を希望される保護者の方は6月30日(水)までに申請してください。

この期限を過ぎますと4月当初からの認定ができないため、費目によってはその一部または全部が支給されませんのでご注意ください。

申請には「令和3年度（2021年度）就学援助申請書兼世帯状況票」と「申請理由を証明する書類」をあわせてご提出ください。⑪番(生活保護…)で申請の場合証明書類は不要です。

- ※ 申請書は、子どもが通学されている学校ごとに1枚必要です。
- ※ 書類は、郵送(必着)またはご持参ください。
- ※ 用紙はすでに配布しておりますが、必要な方は学校までご連絡ください。
- ※ 不明な点がありましたら、学校(Tel:06-6698-6310 担当：事務室 田中)または、教育委員会事務局 学校運営支援センター 就学援助担当(Tel:06-6115-7653)までご相談ください。

申請理由一覧表

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| ①市民税が非課税の方 | ②固定資産税を減免された方 |
| ③個人事業税を減免された方 | ④国民年金保険料を減免された方 |
| ⑤国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 | |
| ⑥児童扶養手当の支給を受けている方 | |
| ⑦生活福祉資金の貸付決定を受けた方 | |
| ⑧雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方 | |
| ⑨火災、風水害、震災、その他の災害にあった方 | |
| ⑩生活保護を停止または廃止された方 | ⑪生活保護を受けている方 |
| ⑫ ①～⑪には該当しないが、経済的に困窮し、所得基準額以下の方 | |

～就学援助費を申請された方の徴収金（生徒費）について～

早期1で認定された方は、教育委員会から、直接学校へ就学援助費として徴収金（生徒費）が支給されます。早期2で申請された方は、認否結果が出るまで徴収金（生徒費）については、5月以降、徴収猶予させていただきます。一般1・一般2で申請された方で、徴収金（生徒費）に関して徴収猶予を希望される方は、学校（担当：事務室 田中）まで、ご連絡ください。